

令和7年度 第2回内灘町総合教育会議

協議事項 2

内灘町立学校における教職員の 多忙化改善実施計画について

令和8年3月4日（水）

1. 計画の趣旨

- 平成29年度より教職員多忙化改善の取組を開始
 - － 勤務時間調査を継続実施し実態を数値で把握
 - － 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロ目標は達成できていない
 - － 令和7年6月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」改正により令和8年4月から業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務化

2. これまでの取組経過

- 平成29年度
多忙化改善推進協議会 発足
- 平成30～令和7年度
内灘町教職員働き方改革方針 策定
- 令和4年度
内灘町立学校の教育職員の業務の量の
適切な管理等に関する規則 施行

小学校における 時間外在校等時間の状況

校種・課程	期間	時間外在校等 時間の月平均 (時間/月)	時間外在校等時間の人数分布 (割合：%)			
			0～45 時間	～80 時間	～100 時間	100 時間超
小学校	H29 年	53.7	38.9	45.0	10.4	5.7
	R5 年	36.6	67.1	29.8	2.2	0.9
	R6 年	32.4	74.2	24.5	1.1	0.2

- **月平均53.7時間から32.4時間へ減少**
 - **80時間超は16.1%から1.3%へ縮減**
 - 行事精選・会議削減が効果を発揮
 - 担任業務の集中が依然として課題
 - 年度末繁忙期の負担が大きい
 - 30時間以内定着が今後の焦点

中学校における 時間外在校等時間の状況

校種・課程	期間	時間外在校等 時間の月平均 (時間/月)	時間外在校等時間の人数分布 (割合：%)			
			0～45 時間	～80 時間	～100 時間	100 時間超
中学校	H29 年	74.5	31.0	33.0	14.3	21.7
	R5 年	46.0	50.7	37.1	7.0	5.2
	R6 年	42.6	57.2	35.3	4.9	2.6

- **月平均74.5時間から42.6時間へ減少**
 - **80時間超は36.0%から7.5%へ改善**
 - 部活動指導が依然として負担要因
 - 進路指導・生徒指導の業務増加
 - 行事準備期間の業務集中
 - 30時間以内には部活動の地域展開を推進

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 時間外在校等時間の月平均を30時間以内に減少
- 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロ

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- 働きがいのある仕事だと感じている⇒80%以上
- 年次有給休暇等を取りやすい雰囲気⇒80%以上
- 年間の年次有給休暇の平均取得日数⇒15日以上
- ストレスチェック高ストレス者割合⇒10%以下

4. 計画期間

令和8年4月～令和12年3月（4年間）

5. 取り組みを進めるにあたって基本方針

- 長時間勤務前提の働き方を転換
 - － 子どもたちと向き合う時間を十分に確保する
- 国へ中長期的な定数改善計画の策定を要望
- 県、市町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有
 - － 出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行

6.取組を進めるにあたっての留意点

- 全教職員へ実施計画の周知・意識改革、保護者や地域の方々の理解協力
- 部活動指導
教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間確保
生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長確保
生徒のニーズに応じた技能の向上を図る
- 「学校と教師の業務の3分類」
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
- 教職員の勤務時間調査継続、効果や課題を丁寧に検証
必要に応じて取組の見直し充実を図る
- 時間外在校等時間の縮減が目的化、持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進める

7. 具体的取組内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた取組

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆朝の通学路における安全指導については、原則として教職員は行わない
ただし、交通安全週間等の期間を除く。
- ◆児童生徒が補導された時の対応、保護者の方に委ねる
ただし、緊急の措置が必要な場合は除く
- ◆学校徴収金の目的である物品またはサービスを取り扱う業者から、保護者が直接購入する方法などを検討
- ◆PTAや地域団体が主催する行事や会合等への教師や生徒の参加について、関係者に理解と協力を求め、機会を精選
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応には、町顧問弁護士を活用

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆教師以外ができる調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理等は、**スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員、ICT支援員等を活用**
- ◆プール施設の改修が必要な学校において、学校外の施設を利用した**水泳授業の委託を検討**
- ◆校舎の開錠や戸締まり点検・施錠等は、校務員や教頭等マネジメント支援員、警備員等の活用
- ◆「設置する学校に係る運動部活動の方針」等に基づき、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進める。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

教育委員会が行う取組

- ◆調査・照会、各種計画書、事前課題等の整理・統合、様式等の簡略化・電子化
- ◆主催する会議の整理・縮減、オンライン開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫
- ◆教職員研修のライブ配信やオンデマンド配信を拡充
- ◆校務DXを加速化、授業準備や事務処理等の効率化
- ◆出勤登録、出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化
- ◆スマートスクールネット等を活用した良質な教材の共有化

学校毎に工夫して行う取組

- ◆学校独自の「ノー残業デー」を設定
- ◆ワーク・ライフ・バランス等の学習会を開催
- ◆学校行事の統合、校務分掌・日課の簡略化・簡素化
- ◆環境整備・ICT化による業務の効率化
- ◆業務の平準化

部活動に関する取組

- ◆部活動指導員の原則単独指導
- ◆生徒の発達段階に応じた科学的な指導や安全の確保
- ◆複数顧問制の拡充、交代で指導できる体制づくり
- ◆部活動指導員に加え、地域スポーツクラブや競技団体との連携により休日部活動の地域展開を推進
- ◆ノ一部活動デー、ショート部活動デー等の設定
- ◆適正な部活動数となるよう部活動の精選
- ◆レクリエーションとして行う活動や体力づくりを目的とした緩やかな活動への切り換え検討

(2)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ◆時間外在校等時間が1か月で100時間を超える教職員、または2～6か月平均で80時間を超える教職員の医師による面接指導
- ◆ストレスチェックの実施、分析結果に基づいた職場改善を推進
- ◆学校ごとに月4回以上の「定時退校日」を設定
- ◆夏季休業期間の旧盆を含む1週間を「リフレッシュウィーク」に設定
- ◆平日最終退校時刻以降、土日・祝日・学校閉庁期間は、内灘町教育委員会学校教育課を緊急時連絡先とする
- ◆年次有給休暇年間15日以上の実質的な取得

8. 今後のフォローアップについて

◆教職員の勤務時間調査を継続

教職員の働き方に関する意識調査から目標の達成状況についての把握毎年度町HPで公表

教育委員会会議や総合教育会議にて報告

◆重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設定 学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う

◆管理職研修や初任者研修等の基本研修にて働き方改革に関する内容充実

教職員の意識改革をさらに進める

◆ワーク・ライフ・バランス等の学習会開催、指導・助言 好事例等の情報共有

◆様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求める